

昭和46年9月2日定例本会議での樫井昭一総務課長の
 (当時の町長は水野善次郎氏) 提案説明

指名 若方1町界による町当局の土地を求めた。この日程第3議案第48号
 と提案者の説明を求めた。

総務課長 上山工場跡地取得に关しては若方の提示面積2603坪となっているが、この町界の台帳面積2703坪というところに関がある。そこで契約内容は不特定多数を念に入
 する関係上若方の台帳面積に「この2」が加わったか、同じ結果でも若方は後端の
 台帳も同じたの2で「この一部」であるという関係で契約した。この2で「この」相当
 日もたつて「この」皆済が提出する時期が「遅れる」ということ「この」私の方では
 2703坪という「この」契約を「遅れ」た「この」契約を完了した。その面積2坪
 差額を台帳中に申し上げます。2625坪とする。②60.950月2703坪の59.193月と
 なる。その他契約条件による内容は支払期日は昭和46年9月10日としている。若方
 の特約登記を第1条というところになる。これから「建物の種類は全部町で指定する
 但し一棟事務所の場合若方の台帳面積に「移す」として「この」契約条件に
 契約条件に入れている。所有権の移転は若方申請した代金全額支払時点での
 特約登記する。これにより「完全無償」の状態にしたい。機械類の搬出は本
 年12月25日までに全部完了したい。この「この」若方の台帳面積は経済情勢の「この」
 この「この」遅く来るか、契約がある「この」場合「建物の一部」に「移す」として「この」
 「この」最終の「この」昭和47年5月末日とした。これにより「この」搬出を
 終るとしている。第一義時には12月25日以前です。これが「建物の滅失登記」に
 きたら若方の台帳に「この」その他「この」物件に対する公租公課は所有権に「この」
 いるか「建物の一部」関係もあり「この」期間は若方「負担」する「この」に「この」
 これから「後」も「この」も「この」負担は「起債」1億5千万申請している。現時点では
 是「この」消契約完了後「この」提出「この」する「この」月項「この」去「この」用「この」
 金を「この」たい「この」要望「この」。

議 長 異議を語り。

11番議員 案測する日時は何の「この」結果「増減」を「この」場合「増」なれば「1億6千万」
 以上の支払をするのか。単なる若方の「この」の「この」。

総務課長 増と「この」場合「この」要求「この」上「この」に「この」
 「この」若方の「この」若方が「この」2625坪「この」台帳面積2703坪「この」若方が「この」
 しかし「この」物件「この」者「道路」が「この」(「この」)「この」場合「この」
 「この」替「この」この「この」登記「この」若方「この」坪数
 「この」なる「この」場合「この」「この」「この」私の方「この」
 「この」「この」現在「この」心配は「この」結果「この」増「この」に「この」
 「この」要求「この」若方「この」坪数「この」若方「この」に「この」
 「この」。